

短期入所 ユニット個室利用料一覧表（１日あたり）

要支援 1

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	576	300	820	1,696
第 2 段階	576	390	820	1,786
第 3 段階	576	650	1,310	2,536
第 4 段階	576	1,392	2,006	3,974
(2割負担)	1,152	1,392	2,006	4,550
(3割負担)	1,728	1,392	2,006	5,126

要支援 2

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	710	300	820	1,830
第 2 段階	710	390	820	1,920
第 3 段階	710	650	1,310	2,670
第 4 段階	710	1,392	2,006	4,108
(2割負担)	1,420	1,392	2,006	4,818
(3割負担)	2,130	1,392	2,006	5,528

要介護 1

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	793	300	820	1,913
第 2 段階	793	390	820	2,003
第 3 段階	793	650	1,310	2,753
第 4 段階	793	1,392	2,006	4,191
(2割負担)	1,586	1,392	2,006	4,984
(3割負担)	2,379	1,392	2,006	5,777

要介護 2

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	865	300	820	1,985
第 2 段階	865	390	820	2,075
第 3 段階	865	650	1,310	2,825
第 4 段階	865	1,392	2,006	4,263
(2割負担)	1,730	1,392	2,006	5,128
(3割負担)	2,595	1,392	2,006	5,993

要介護 3

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	944	300	820	2,064
第 2 段階	944	390	820	2,154
第 3 段階	944	650	1,310	2,904
第 4 段階	944	1,392	2,006	4,342
(2割負担)	1,888	1,392	2,006	5,286
(3割負担)	2,832	1,392	2,006	6,230

要介護 4

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	1,018	300	820	2,138
第 2 段階	1,018	390	820	2,228
第 3 段階	1,018	650	1,310	2,978
第 4 段階	1,018	1,392	2,006	4,416
(2割負担)	2,036	1,392	2,006	5,434
(3割負担)	3,054	1,392	2,006	6,452

要介護 5

	サービス費	食費	居住費	合計額
第 1 段階	1,091	300	820	2,211
第 2 段階	1,091	390	820	2,301
第 3 段階	1,091	650	1,310	3,051
第 4 段階	1,091	1,392	2,006	4,489
(2割負担)	2,182	1,392	2,006	5,580
(3割負担)	3,273	1,392	2,006	6,671

※上記以外でご希望により別途かかる費用

電気代 1 日 3 0 円（１製品につき）

預金通帳管理用 1, 5 0 0 円（利用者様の貴重品の施設での管理をご希望さ
病院等の診療にかかった場合はその費用等ば別にかかります。

短期入所 個室利用料（費用の詳しい説明）

（単位：円）

サービス費

	単価
要介護 1	684
要介護 2	751
要介護 3	824
要介護 4	892
要介護 5	959

単位加算説明

サービス日数にかかる加算費用		
名称	加算額	備 考
サービス提供体制強化加算	18	介護福祉士資格保有介護職員が 50%以上勤務する体制を整えているための加算です
看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤の看護師を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
看護体制加算（Ⅱ）	8	法定以上の看護職員を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
夜勤職員配置加算	18	夜勤帯に介護職員を基準数以上配置しているための加算です。
計	48	
入所者の状況に応じて発生する新たな加算費用		
若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症の入所者様に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合にかかります
別途かかる加算		
介護職員処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、8.3%を乗じたもの	
	介護職員の技術向上や昇進の基準等を規定し、法に定められた介護職員の処遇改善を行っているための加算です	
介護職員等特定処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、2.7%を乗じたもの	
	介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加えて創設された加算です。	

食費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
単価	300	390	650	1,392

居住費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
単価	820	820	1,310	2,006

減額対象者

第 1 段階	①市町村民税非課税世帯者であって、かつ老齢年金受給者
	②生活保護の被保護者
第 2 段階	市町村民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下のもの
第 3 段階	市町村民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超えるもの
第 4 段階	上記以外のもの